

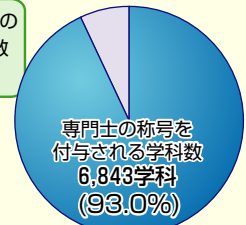
❖ 「専門士」の称号

以下の要件を満たした課程で、文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対しては、「専門士」の称号が付与されています。

平成17年5月現在、修業年限が2年以上の学科は7,357学科ありますが、このうちの93%にあたる6,843学科が、「専門士」の称号が付与される課程として認められており、毎年20万人以上の生徒に称号が付与されています。

- ❖ 「専門士」の称号が付与される専門学校の要件
- ① 修業年限が2年以上
 - ② 総授業時数が1,700時間以上
 - ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている
- ❖

修業年限2年以上の
専門課程の学科数
7,357学科



(平成17年12月告示現在)

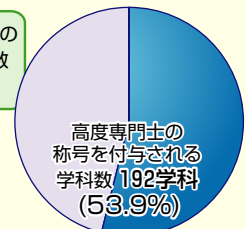
❖ 「高度専門士」の称号(平成17年制度改正)

平成17年度から、以下の要件を満たした課程で、文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対して、「高度専門士」という新たな称号が与えられることとなりました。

平成17年5月現在、修業年限が4年以上の学科は356学科ありますが、このうちの54%にあたる192学科が、「高度専門士」の称号を付与することができる課程として認められており、平成17年度には約6千人の生徒に称号が付与されています。

- ❖ 「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件
- ① 修業年限が4年以上
 - ② 総授業時数が3,400時間以上
 - ③ 体系的に教育課程が編成されていること
 - ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている
- ❖

修業年限4年以上の
専門課程の学科数
356学科



(平成17年12月告示現在)

❖ Q&A

◆大学へ編入学するときは何年次に編入学できるのですか？

編入学にあたっては、大学が、編入学試験の結果や、専門学校での履修内容などを評価し、編入年次を決定します。したがって、一律に何年次に編入できるかが決まっているわけではありません。編入年次をはじめ、単位認定など編入学に関することは各大学で定めていますので、事前に、希望する大学の入試課へ問い合わせ、編入学に必要な手続きや書類等について調べておく必要があります。

◆どの学校でどんな資格がとれるのでしょうか？

平成17年5月現在、専門学校は2,973校あり、様々な内容の教育が行われていますが、残念ながらどの学校でどのような資格が取得できるかの一覧はありません。専門学校を紹介している書籍や、ホームページなどで調べてみてください。学校によっては、オープンキャンパスや学校説明会などを行っていますので、それらに参加するのもよいでしょう。また、専門学校として認可されているかどうかは都道府県の私立専修学校担当課に問い合わせることで確認できます。

◆学費はどのくらいかかるのでしょうか？

学生納付金には入学金、授業料、施設費、教材費、実験実習費などがあります。専門学校は、各分野にさまざまな学科があり、学生納付金もそれぞれ違います。詳細については、各専門学校にお問い合わせください。